

## 安全運転相談実施要綱の制定について（例規通達）

令和 2 年 3 月 10 日

本部（免許）第11号

〔沿革〕 令和 8 年 3 月本部（免許）第15号改正

この度、安全運転相談実施要綱を別添のとおり制定し、令和 2 年 3 月 16 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

### 別添

#### 安全運転相談実施要綱

#### 第 1 趣旨

この要綱は、安全運転相談の運用を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 安全運転相談の目的

安全運転相談は、病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得、高齢者その他の者で運転免許を有する者の運転の継続、申請による運転免許の取消しに伴う運転免許証の返納、免許情報記録の抹消等に関し、運転免許を取得しようとする者、運転免許を保有する者又はその家族等の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に対応し、もって道路における危険を防止し交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

#### 第 3 相談に従事する者の心構え

相談に従事する職員は、相談者が運転免許の取得や継続について不安を抱いている心情を理解し、相談内容の保秘を図りつつ、相談者の立場に寄り添った対応に努めるものとする。

#### 第 4 相談への対応

- 1 安全運転相談では、相談者からの相談に関し、次に掲げる対応を行うものとする。
  - (1) 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許取得の可否及び身体の障害の程度に応じて付する条件等に関する情報の提供
  - (2) 安全運転の継続に必要な措置についての助言、指導
  - (3) 申請による運転免許の取消し制度等の教示
  - (4) その他必要な措置
- 2 相談に従事する職員は、相談者が安心して相談できるように、相談室を利用するなど、プライバシー保護に配慮した対応に努めるものとする。

#### 第 5 運転適性検査対象者に係る相談の取扱い

運転適性検査対象者に係る相談については、運転適性検査実施要綱の制定について（平成元年 3 月 30 日付け本部（運免）第22号）の規定に基づいた対応を行うものとする。

#### 第 6 相談の記録等

相談状況については、必要に応じ「けいさつ相談集約管理システム」に登録（運転適性検査対象者に係るものを除く。）し、その対応状況等について組織的な検討を行い、事案に応じて継続的な対応を行うものとする。

## **第7 関係機関・団体等との連携**

高齢者等の対応に際しては、県、市町村及び医療・介護機関等と緊密に情報を共有するなど、関係機関・団体等との連携強化に努めるものとする。

## **第8 広報啓発**

安全運転相談の認知度を向上させて相談を受ける機会の拡大を図るため、あらゆる媒体を活用して、広報啓発に努めるものとする。

## **第9 所属と運転免許センターの連携**

所属において受理した相談については、運転免許センターと連携し、適切な対応を行うものとする。

## **第10 安全運転相談窓口の設置**

- 1 相談者が相談しやすい環境を整えるため、運転免許センターに安全運転相談窓口を設置する。
- 2 安全運転相談窓口の業務内容については、運転免許センター長が別に定める。